

青森県報

第四千五百二十九号

平成三十年
十一月十六日
(金曜日)

目次

告 示

○青森県褒賞規則により褒賞された者……………(総務学事課) ……一

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……四

○右 同……………(同) ……五

出先機関

○土地改良区の役員の就任……………(上北地域) ……六
(県民局)

告 示

青森県告示第七百六十三号

青森県褒賞規則(昭和三十三年二月青森県規則第十五号)第二条第一項の規定により次のとおり褒賞を行ったので、同規則第十一条の規定により告示する。

平成三十年十一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

平成三十年十一月十五日に行つた褒賞

伊保内 勉

多年理容業務に従事して技能の向上に励み、また後進の指導育成に努めるなど、業務に精励し、まことに他の模範であります。

多年婦人子供服仕立て業務に従事して技能の向上に励み、また後進の指導育成に努めるなど、業務に精励し、まことに他の模範であります。

木村 由記子

多年菓子製造業務に従事して技能の向上に励み、また後進の指導育成に努めるなど、業務に精励し、まことに他の模範であります。

小泉 祐悦

多年造園業務に従事して技能の向上に励み、また後進の指導育成に努めるなど、業務に精励し、まことに他の模範であります。

福士 カチ子

多年市議会議員の職にあつて、公共の福祉の向上に尽くし、地方自治の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

秋山 恭寛

多年町議会議員の職にあつて、公共の福祉の向上に尽くし、地方自治の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

幸山市 雄

多年町長等の職にあつて、公共の福祉の向上に尽くし、地方自治の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

吉田 豊

多年村教育委員会教育長等として教育環境の整備充実に努めるとともに、児童生徒の訓育に尽くし、教育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

長利 允弘

多年社会教育関係団体の要職にあつて、社会教育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

長内 幸子

多年古式銃砲刀剣類の登録審査に従事し、古式銃砲刀剣類の鑑識力の向上に努めるなど、文化の発展に貢献した功績まことに顕著であります。

石橋 弘

多年郷土の歴史、文化の研究に励み、地域文化の伝承に努めるなど、文化の発展に貢献した功績まことに顕著であります。

岩崎繁芳

多年日本舞踊の指導に励み、後進の育成に努めるなど、文化の発展に貢献した功績まことに顕著であります。

江渡庸

多年舞踊の指導に励み、後進の育成に努めるなど、文化の発展に貢献した功績まことに顕著であります。

春日井郁子

多年オペラの定期公演を行い、地域に優れた芸術を提供するなど、文化の発展に貢献した功績まことに顕著であります。

弘前オペラ

多年ソフトテニス関係団体の要職にあつて、選手の指導育成に努めるなど、ソフトテニス競技の躍進と体育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

北山二郎

二〇一八FIFAワールドカップにおいて、青森県勢初の日本代表として良く健闘し、決勝トーナメント進出に寄与するなど、我が国サッカー競技の躍進と体育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

柴崎岳

第三回世界弓道大会個人競技・称号者の部において優勝を果たすなど、弓道の躍進と体育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

高橋克徳

第二十三回オリンピック冬季競技大会アイスホッケー競技において六位に入賞するなど、我が国アイスホッケー競技の躍進と体育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

中村亜実

多年社会福祉関係団体の要職にあつて、地域福祉の充実に努め、社会福祉の向上に貢献した功績まことに顕著であります。

岩淵惣二

多年保育園及び認定こども園の園長として児童の保護育成に尽くし、社会福祉の向上、民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

小野一治

多年民生委員・児童委員として要保護者の援護指導に尽くし、社会福祉の向上、民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

奥沢十四三

多年民生委員・児童委員として要保護者の援護指導に尽くし、社会福祉の向上、民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

柴田義則

多年民生委員・児童委員として要保護者の援護指導に尽くし、社会福祉の向上、民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

白川庄治

多年保護司として罪を犯した人の改善更生に尽くし、地域社会の浄化に貢献した功績まことに顕著であります。

長谷川良仙

多年学校薬剤師として児童生徒の保健管理に尽くし、学校保健衛生の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

川村仁

多年学校医として児童生徒の保健管理に尽くし、学校保健衛生の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

佐々木幸三

多年学校歯科医として児童生徒の保健管理に尽くし、学校保健衛生の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

田村義弘

多年柔道整復師関係団体の要職にあつて、保健衛生の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

田中松雄

多年クリーニング業関係団体の要職にあつて、生活衛生思想の普及指導に貢献した功績まことに顕著であります。

伏見紀幸

多年産業廃棄物関係団体の要職にあつて、生活衛生思想の普及指導に貢献した功績まことに顕著であります。

天内修

多年りんご関係団体の要職にあつて、りんご産業の発展に貢献した功績まことに顕著であります。

北山敏光

多年物産振興関係団体の要職にあつて、産業経済の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

高橋俊勝

多年建築業関係団体の要職にあつて、建築業の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

山口金一

多年納税貯蓄組合組合長の要職にあつて、納税思想の普及高揚並びに関連組合の指導育成に貢献した功績まことに顕著であります。

五十嵐睦三

多年納税貯蓄組合組合長の要職にあつて、納税思想の普及高揚並びに関連組合の指導育成に貢献した功績まことに顕著であります。

小山西昌義

多年納税貯蓄組合組合長の要職にあつて、納税思想の普及高揚並びに関連組合の指導育成に貢献した功績まことに顕著であります。

小角和雄

多年消防団団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

赤平利昭

多年消防団副団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

久保政廣

多年消防団副団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

神文敏

多年消防団副団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

成田勝義

多年消防団副団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

向中野勳

多年統計調査員として統計調査業務に精励するとともに、統計思想の普及高揚に尽くし、統計の発達に貢献した功績まことに顕著であります。

佐々木栄治

多年交通安全関係団体の要職にあつて、交通安全思想の普及高揚に努め、交通事故の抑止に貢献した功績まことに顕著であります。

成田肇

平成三十年三月、青森市に対して観光資源の保全・整備のため多額の金員を寄附し、観光資源の保全・整備に貢献した功績まことに顕著であります。

青森三菱電機機器販売株式会社

株式会社オキタ工業

平成三年から平成三十年まで、十和田市に対して奨学金制度のため多額の金員を寄附し、教育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

株式会社丸大サクラ薬局

平成二十四年度から平成二十九年度まで、青森市に対して社会福祉及び健康づくりのため多額の金員を寄附し、社会福祉の向上及び健康増進に貢献した功績まことに顕著であります。

サンライズ産業株式会社

平成三十年四月、青森市に対して健康づくり及びスポーツ振興のため多額の金員を寄附し、健康増進及びスポーツ振興に貢献した功績まことに顕著であります。

竹内 正弘

平成二十三年から平成三十年まで、県内の児童養護施設に対して児童福祉のため額の私財を寄附し、社会福祉の向上に貢献した功績まことに顕著であります。

中野 周一郎

平成二十九年十月、八戸市に対して奨学金制度の拡充及び高齢者福祉の充実のため多額の私財を寄附し、教育の振興発展及び社会福祉の向上に貢献した功績まことに顕著であります。

山田 春雄

平成三十年一月、五所川原市に対して新庁舎へのモニメント設置のため多額の私財を寄附し、芸術文化の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

清藤 良則

青森人の祭典及び東北復興大祭典などの開催に中心的役割を果たし、本県の魅力を広く首都圏に情報発信するなど、県勢の発展に貢献した功績まことに顕著であります。

公告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年十一月十六日

青森県知事 三村 申吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングパークむつ

むつ市中央二丁目一四九外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
株式会社横浜フアーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 浅野雅晴	変更なし	
株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 代表取締役 岡田義則	変更なし	
有限会社コンノ むつ市金谷二丁目一六の一 代表取締役 紺野健治	変更なし	
三菱UFJリース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目五の 代表取締役 白石正	三菱UFJリース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目五の 代表取締役 柳井隆博	平成 二〇・六・二九

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
株式会社横浜フアーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 浅野雅晴	変更なし	
株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 代表取締役 岡田義則	変更なし	
株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原二丁目 一九の四 代表取締役 野中雅人	株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原二丁目 一九の四 代表取締役 北島常好	平成 三〇・一・三九
株式会社オーランド・オブチカル 宮城県仙台市青葉区国見ヶ丘三丁目一五の二 代表取締役 小島俊夫	株式会社オーランド・オブチカル 宮城県柴田郡大河原町字新東二六 の二 代表取締役 小島俊夫	二七・九・一

四 届出年月日
平成三十年八月三十日

五 届出書の縦覧
1 場所
青森県商工労働部商工政策課及びむつ市役所

2 期間
平成三十年十一月十六日から平成三十一年三月十六日まで

3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限
平成三十一年三月十六日

2 提出先
青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項
(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由

4 言語
意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年十一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

十和田複合商業施設
十和田市東一番町七の二一八

二 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変更なし	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	平成 三〇・一・一
変更前	株式会社アセットポケット 十和田市元町東三丁目二の三六 代表取締役 伊藤彰彦	変更なし	株式会社アセットポケット 十和田市元町東三丁目二の三六 代表取締役 伊藤彰彦	平成 三〇・一・一
変更前	金京源 十和田市東二十三番町一〇の二六	変更なし	金京源 十和田市東二十三番町一〇の二六	平成 三〇・一・一
変更前	金英輝 十和田市東十四番町四の四の六	変更なし	金英輝 十和田市東十四番町四の四の六	平成 三〇・一・一
変更前	芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区三崎町三丁目三の二三 代表取締役 辻田泰徳	変更なし	芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区神田三崎町三丁目三の二三 代表取締役 辻田泰徳	平成 三〇・一・一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変更なし	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	平成 三〇・八・六
変更前	株式会社サンドラッグ 東京都府中市若松町一丁目三八の 代表取締役 赤尾主哉	変更なし	株式会社サンドラッグ 東京都府中市若松町一丁目三八の 代表取締役 才津達郎	平成 三〇・八・六
変更前	株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目 四の一四 代表取締役 矢野博文	変更なし	株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目 四の一四 代表取締役 矢野靖二	平成 三〇・三・一

有限会社大池商店 上北郡東北町字上笹橋二 代表取締役 大池勇気	変更なし	
株式会社メガネトップ 静岡県静岡市葵区伝馬町八の六 代表取締役 富澤昌宏	変更なし	
有限会社四次元ポケット 黒石市大字中川字花岡四一の一 代表取締役 葛西まゆみ	変更なし	

四 届出年月日

平成三十年八月三十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び十和田市役所

2 期間

平成三十年十一月十六日から平成三十一年三月十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成三十一年三月十六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、下砂土路土地改良区から、次のとおり役員が就任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成三十年十一月十六日

上北地域県民局長 櫻 庭 憲 司

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の 年月日
監 事	沼尾 富夫	上北郡東北町大字大浦字立野四二の四	平成三〇・一〇・一八

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
------------------------------------	---	--------------------------------